



**ご利用ください  
北檜山職業相談室での  
取り扱いについて**

雇用保険受給手続きから認定・給付まで、ご本人の申し出により八雲出張所で取り扱いが出来ますのでご利用ください。

また、お仕事に関するご相談を派遣日以外でも行っていただけますのでお気軽にご相談ください。なお、7月・8月の函館公共職業安定所職員の北檜山職業相談室派遣日は、次のとおりです。

**◎日時**

- ・7月13日 困午後1時～午後5時
- ・7月14日 困午前9時～正午
- ・8月10日 困午後1時～午後5時
- ・8月11日 困午前9時～正午

**【問合せ】 北檜山職業相談室**

☎4・5724

**【問合せ】 ハローワーク函館**

☎0138・26・0735

**【問合せ】 ハローワーク八雲**

☎01376・2・2509

**お気軽にご相談を  
登記相談所  
開設日のお知らせ**

毎月、司法書士の方々がボランティアで「登記相談所」を開設し、登記に関する各種相談を行っております。(月1回程度)相談を希望される場合は、事前に相談希望日の担当となる司法書士へ直接電話にてご予約をお願いいたします。

**◎相談にあたる司法書士**

- ・井上正範 ☎01377・2・5325
- ・成田英雄 ☎01376・5・5607
- ・佐々木長芳 ☎01376・3・2703

**◎7月・8月の相談所開設日**

- ・7月19日 困 (佐々木)
- ・8月16日 困 (井上)

◎開設時間／午前10時～正午  
◎会場／やすらぎ館

**【問合せ】 役場総務町民課**

☎7・3311

**お気軽にご相談を  
ご存知ですか  
「検察審査会」**

検察審査会は、選挙権を有する国民の中から「くじ」で選ばれた11人の検察審査員が、国民を代表して、検察官が事件を起訴しなかったこと(不起訴処分)のよしあしを審査する仕事をしています。

皆さんの中で、交通事故、盗難、詐欺、横領などの被害にあった人や犯罪を告訴・告発した人が、検察官の不起訴処分を不服として、検察審査会に申し立てがあったときに審査を始めていきます。申し立てがなくても、検察審査会が職権で不起訴事件を取り上げて審査することもあります。

**【問合せ】 函館検察審査会 (裁判所内)**

☎0138・42・2151

**不正軽油を知ってますか？  
7月は「不正軽油  
防止強化月間」です**

不正軽油とは、軽油取引税の脱税を目的として、知事の承認を受けずに軽油に灯油などを混ぜたり、軽油以外の石油製品を

混ぜ合わせて造られた「製造軽油」などをいいます。これらの軽油は、適正な軽油の流通を阻害するだけでなく、製造過程で生成される「硫酸ピッチ」の不法投棄による環境汚染にもつながる問題となっております。



**瀬棚町・大成町・北檜山町の合併に伴う  
法務局からのお知らせ**

3町の合併に伴う、不動産(土地登記簿・建物登記)の所在、所有者・仮登権利者及び抵当権者などの住所、会社などの本店等の所在地、会社などの役員の住所についての取扱いは、次のとおりです。

事項	手続き
不動産(土地登記簿・建物登記簿)の所在	不要(10月中旬以降に法務局で順次変更)
不動産(土地登記簿・建物登記簿)の所有者などの住所	不要(法務局では、町名を読み替えるみなし規定で対応するため変更しません。変更を希望される方は、新町で発行する証明書を添付した申請書が必要です)
不動産の登記済証(いわゆる権利証)の住所	不要(変更はできませんのでそのまま保管ください)
会社など(商業登記簿・法人登記簿)の本店(主たる事務所)、支店(従たる事務所)所在地	不要(9月1日以降に法務局で順次変更します。法務局では、町名を読み替えるみなし規定で対応するため変更はありません。変更を希望される方は、新町で発行する証明書を添付した申請書が必要です)
会社など(商業登記簿・法人登記簿)の役員などの住所	不要(上記と同様です)

函館地方法務局八雲出張所 ☎01376-2-2208

消費税及び地方消費税は「消費者からの預かり金」ともいえる税です。定められた期限までに申告・納付をお願いします。

戸籍の窓口

KOSEKI NO MADOGUTI



お誕生おめでとう

○小町 <sup>はる</sup> 玄くん  
小町武蔵さん・裕美さん/本町6区

○中谷 <sup>りく</sup> 凌久くん  
中谷芳照さん・恵子さん/西大里1区

おくやみ申し上げます

○東海林シケさん (80) 本町8区  
(5月15日から6月14日まで届出)

市町村振興宝くじ7月15日発売開始!

1等・前後賞合わせて  
3億円のビッグチャンス!  
1等2億円が42本、  
2等1億円も42本!  
さらに、1,000万円が420本!

◎発売期間  
7月15日(金)~8月2日(火)

HOT

サマージャンボ

人口と世帯

	6月末現在 (前月比)
人口	2,716人 (+ 9)
男	1,305人 (+ 5)
女	1,411人 (+ 4)
世帯	1,169世帯 (+ 8)

**お気軽に「相談を」**  
**交通遺児等育成資金**  
**貸付制度について**

自動車事故で働き手が亡くなったたり、重度の後遺症が残ったため、生活にお困りのご家庭のお子さまに、中学校を卒業するまで無利子で育成資金をお貸ししています。(今までに3万

います。  
7月は「不正軽油防止月間」です。檜山支庁では、不正軽油の撲滅に向けた取り組みを強化しております。  
不審な軽油の売り込みや製造軽油に関係すると思われることがありましたらご連絡ください。

☎ 檜山支庁総務部税務課  
☎ 01395・2・1010

3千人を超える方々が利用されています。)

◎国からの支援だから安心  
この貸付制度は、自動車事故対策機構が国(国土交通省)の支援を受けて実施するもので、無利子です。

◎毎月2万円を無利子で  
貸付対象者は、0歳から義務教育終了までのお子さまです。

・義務教育終了前なら同一家庭のご兄弟もそれぞれのお名前で見ることができます。(人数制限はありません。)

・自動車事故であれば、発生の時期や責任の有無は関係ありません。

◎貸付申込者は保護者の方です  
貸付金は指定の口座に振込みますので受領のわずらわしさはありません。

◎入学支度金や一時金の貸付も  
・入学支度金(小学校、中学校入学時4万4千円)  
・一時金(貸付決定時15万5千円)

◎返還は中学校卒業後1年据え置き20年以内です  
・高校、大学などへの進学者は、卒業まで返還開始が延期できます。

☎ 自動車事故対策機構函館支所  
☎ 0135・55・1731

総務町民課戸籍年金係からのお知らせ

担当：浜登幸恵

町名の変更に伴う年金の手続きについて

新町誕生まで、いよいよあと約1カ月半となりました。皆さん町名が変わることで疑問や不安があるかと思います。新しい住所の表示方法は、先日の広報「せたな」号外によりお知らせしましたが、住所の表示が変わり、「それなら、住所の変更手続きはどうしたらいいの?」という疑問をお持ちの方もいるのではないのでしょうか?



先日「年金を受けているけども、住所の変更手続きはどうしたらいいの?」というお問い合わせを、何件かいただきました。国民年金や厚生年金などを受給されている方、年金をかけている方それぞれ年金証書や年金手帳についての手続きについて、気にされていることと思いますが、**住所表示の変更に伴って皆さんが変更の手続きを行なうことは得にありません。**年金の支給が止まったり、保険料を支払うことができなくなるといったことはありません。ただし、年金手帳の住所の書き換えなどのご希望があれば受付しますので、詳しくは戸籍年金係までお問い合わせください。

国民年金保険料は納付期限内に納めましょう!

★今月から国民年金保険料の免除申請を受け付けています。申請は毎年手続きが必要ですが、手続き方法や内容の問い合わせは、戸籍年金係が随時受け付けていますのでご利用ください。